

こども未来局働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

平成28年12月7日
28川こ庶第773号

(設置)

第1条 川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱（28川総人第1082号）

第7条第1項の規定に基づき、こども未来局働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の働く環境の整備に関すること。
- (2) 職員の働き方及び仕事の進め方への意識改革に関すること。
- (3) その他職員の働き方及び仕事の進め方等に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、こども未来局長をもって充てる。

3 副本部長は、総務部長をもって充てる。

4 本部員は、こども未来局に在籍する全ての管理職（兼務職員、本部長、副本部長を除く）をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(推進本部会議)

第5条 推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月7日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日29川こ庶第103号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日30川こ庶第77号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日30川こ庶第1129号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月17日31川こ庶第641号)

この要綱は、令和元年9月17日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日2川こ庶第111号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月22日3川こ庶第599号)

この要綱は、令和3年9月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和５年３月１日４川こ庶第１０９９号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。